

# 総務財政委員会記録(No.15)

1 日 時 令和7年10月15日(水)

午前 9時59分 開会

午前11時18分 閉会

2 場 所 第6委員会室

## 3 出席委員(10人)

委員 長	村 上 幸 一	副 委 員 長	大久保 無 我
委 員	吉 村 太 志	委 員	鷹 木 研一郎
委 員	廣 田 信 也	委 員	村 上 直 樹
委 員	宇都宮 亮	委 員	永 井 佑
委 員	伊 崎 大 義	委 員	小金丸かずよし

## 4 欠席委員(0人)

## 5 出席説明員

政策局長	小 杉 繁 樹	総務部長	新 山 克 己
大学担当課長	渡 辺 学	大学整備担当課長	大 畑 崇
総務市民局長	三 浦 隆 宏	安全・安心担当理事	南 野 栄 一
安全・安心推進部長(兼務)	中 山 賢 彦	安全・安心推進課長	倉 田 武
財政・変革局長	武 田 信 一	財 務 部 長	中 原 田 香 織
財 政 課 長	宮 崎 勝 晴	財政企画担当課長	中 川 茂 俊
			外 関係職員

## 6 事務局職員

委員会担当係長	伊良皆 公 一	書 記	西 嶋 真
---------	---------	-----	-------

## 7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	住みやすいまちづくりについて	総務市民局から別添資料のとおり説明を受けた。
2	大都市財政の実態に即応する財源の拡充について	財政・変革局から別添資料のとおり説明を受けた。本市の個別要望事項については、別添のとおりとすることを決定した。
3	北九州市立大学新学部開設事業の公共事業評価の結果について	政策局から別添資料のとおり報告を受けた。

## 8 会議の経過

(10月8日付人事異動に伴う人事紹介を受けた。)

○委員長（村上幸一君） それでは、開会いたします。

本日は、所管事務の調査を行った後、政策局から1件報告を受けます。

初めに、所管事務の調査を行います。

まず、住みやすいまちづくりについてを議題とします。

本日は、北九州市犯罪被害者等支援検討会の審議経過等について、報告を兼ね、当局の説明を受けます。安全・安心推進課長。

○安全・安心推進課長 それでは、北九州市犯罪被害者等支援検討会の審議経過等について御説明いたします。

まず、資料の1ページを御覧ください。北九州市における犯罪被害者等支援施策の検討のため、北九州市犯罪被害者等支援検討会を設置し、北九州市立大学法学部の二宮正人教授を座長とし、6名の構成員で、これまでに2回の会合を開催しました。

第1回の検討会では、事務局から、北九州市の犯罪被害者等への支援の現状や他都市における支援状況などを説明し、北九州市において、犯罪被害者等支援に特化した条例を制定する必要性、意義及び北九州市において、今後、充実すべき制度について御意見を伺いました。

資料の2ページを御覧ください。第1回検討会資料のうち、主なものについて御説明いたします。

まず、犯罪被害者等に特化した条例については、20政令市中、条例を制定しているのは17都市で、特化した条例を持たないのは、静岡市、福岡市、北九州市の3つのみで、このうち静岡市は従前の条例を実効性のある条例に改正しているという状況を説明いたしました。

資料の3ページを御覧ください。次に、犯罪被害者等基本法に定められた項目に合わせて、他の政令市の支援策、北九州市の支援策、国、県、県警の支援策を一覧にしたこの表を説明し、この資料をたたき台として、構成員の皆さんに御議論いただきました。

資料の4ページを御覧ください。第1回検討会での主な意見として、まず、犯罪被害者等支援に特化した条例を制定する必要性、意義については、条例の制定により、加害者を生まない社会づくりと被害者等支援の両輪が整う、二次被害防止教育の促進、市民への情報提供、支援の体系化につながるなどといった意見が出されました。

また、北九州市において、今後、充実すべき支援制度として、転居費用や家賃補助、家事・育児・介護等の生活支援、配食・保育サービス、支援者の研修、人材育成における学生連携、長期的な支援の必要性、国や県との役割分担などといった意見が出されました。

このような意見を踏まえ、第2回検討会に向けて、座長より条例骨子案の作成と支援メニューの整備について指示がありました。そのため、5ページから9ページの資料を作成し、第2回検討会において御議論いただきました。

まず、資料の5ページ、下から3行目、4、支援の方向性を御覧ください。この箇所について、第2回検討会で出された意見は、(2)被害者等のニーズの高い経済的支援メニューの実施の経済的という表現は、支援の中には見舞金以外のものも含まれているため、削除したほうがよい。

資料の6ページを御覧ください。(3)途切れない支援による長期間にわたる安心感の醸成について、長期間という表現を用いる場合には、具体的な期間や予算等と整合的になるよう、慎重な検討が必要。(4)大学等と連携した人材の育成という表現は、大学が強調され過ぎており、大学だけではなく、弁護士会など多様な主体との連携を示す表現にしたほうがよいなどといった意見が出されました。

資料の7ページを御覧ください。(4)総合的支援体制の整備のうち、1項目め、市は関係機関等と連携、協力して、総合的な支援体制を整備するについて、地方における途切れない支援の提供体制のため、ワンストップ体制の整備が必要といった意見が出されました。

次に、資料の8ページを御覧ください。(6)人材の育成について、市職員の犯罪被害者等支援に関する研修を充実させるべき。(9)広報啓発等について、被害者等が置かれている状況という表現について、日常生活を営むことすら困難となっている状況等、表現を具体的にしたほうが関わる人がイメージしやすくなる。被害者等が単に保護対象とされるだけの弱い存在として見られないように配慮すべき。(10)教育活動の推進について、教育活動の中にトラウマインフォームド・ケアの考え方を取り入れ、被害者の視点に立った支援を推進すべき。(12)支援を行わないことができる場合について、被害者等が犯罪を誘発した場合という表現は、被害者の二次的被害につながりかねず、表現の仕方を再考すべきであるなどといった意見が出されました。

また、資料の9ページを御覧ください。支援メニューについては、支援対象の拡大などの意

見を受け、常にアップデートが可能な支援メニューしてほしいなどといった意見が出されました。

資料の10ページを御覧ください。ただいま申しあげました第2回検討会の意見をこちらにまとめております。

資料の11ページを御覧ください。犯罪被害者等は、個人情報の保護や二次被害防止の観点から、検討会の場で直接意見聴取することは控え、犯罪被害に遭われた被害者や遺族、支援団体等、5名1団体に対して事務局が個別にヒアリングを行い、第2回検討会の場で御意見を紹介しました。

この中で、被害者等に寄り添った傾聴、意見交換の場、周囲の理解促進、加害者も被害者も生まない社会のための教育、早期の経済的・住居支援、大学や学生ボランティアとの連携、長期的な支援などが必要との意見が寄せられ、このような犯罪被害者等の意見も含めて検討会で御審議いただきました。

本日は説明を割愛させていただきますが、以上のような検討会の審議を踏まえ、修正した資料が12ページから15ページで、10月6日の総務財政委員会で御報告した資料になります。

次の資料の11ページ下段を御覧ください。ここに、これまで及び今後のスケジュール案を示しております。本日10月15日より11月11日までの4週間で、条例の骨子案についてパブリックコメントを実施いたします。パブリックコメント実施後、11月17日に第3回の検討委員会を行う予定です。その後、パブリックコメントの実施結果等について、本常任委員会で報告させていただきたいと考えております。

以上で犯罪被害者等支援検討会の審議経過等についての説明を終わります。

**○委員長（村上幸一君）** ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁を願います。それでは、質問、意見はありませんか。永井委員。

**○委員（永井佑君）** よろしく申し上げます。

まず、令和6年4月に国の有識者検討会議において特化条例等の制定が求められると取りまとめを行っていました。その時期、札幌市、仙台市、静岡市、福岡市、そして、北九州市以外の政令市が特化した条例を制定していましたが、今日の配付資料に北九州市の課題として、犯罪被害者等に特化した支援施策をあまり実施できていない、一般施策では被害者のニーズに合った支援が受けられない場合もあるとあります。その中で、本市がこれまで条例制定してこなかったことについて、まず、見解を尋ねます。

**○委員長（村上幸一君）** 安全・安心推進課長。

**○安全・安心推進課長** 他の自治体におきましては、例えば福岡県などは議員立法で制定しているところもありますし、大きな事件が起こって、支援団体等からの要望、それから、弁護士会からの要望等を受けて、制定しているところもございます。

北九州市も令和5年6月に犯罪被害者等施策推進会議の地方における途切れない支援の提供体制の強化、その後、令和6年4月に国の有識者の検討会、それから、令和6年7月の警察庁の自治体への通知を受けて対応を行っているところでございます。

見舞金については、令和7年4月から先に要綱で制度をつくって、支給を行っているところでございます。以上でございます。

**○委員長（村上幸一君）** 永井委員。

**○委員（永井佑君）** それでは、条例の制定の一番鍵となったというか、一番肝なところは、動きを見たというところ、国の動きと他都市の動きという位置づけでよろしいですか。

**○委員長（村上幸一君）** 安全・安心推進課長。

**○安全・安心推進課長** そういうところから来ているのが一番大きなところですよ。以上でございます。

**○委員長（村上幸一君）** 永井委員。

**○委員（永井佑君）** 今後の条例制定で、切れ目なく長期的な支援が求められます。さらに、二次被害防止に向けた教育と被害者等支援に携わる人材が不足していると課題に挙げられていますが、この支援検討会でも、加害者も被害者も生まない社会にする必要がある、そのための教育が必要と犯罪被害者等からの意見が寄せられています。ここについては、教育委員会などにも働きかけ、協議する必要があると私は考えます。

相模原市視察の際に、二次被害防止に向けた教育と、今日示されたとおりですが、被害者等の支援に携わる人材が不十分だったことはこれまで述べてきました。この条例案は来年度の議会に提出される方針ですが、本市の来年度の予算編成方針の基本姿勢、令和8年度の基本姿勢には、全庁横断の発想への転換と脱縦割りと位置づけ、先駆的かつ挑戦的な取組を推進するとしています。骨子案には必要な支援を行うとあり、二次被害防止のための教育についても考えていくべきと考えますが、見解を伺います。

**○委員長（村上幸一君）** 安全・安心推進課長。

**○安全・安心推進課長** 今委員がおっしゃられたとおり、犯罪被害者等についての教育、その啓発については非常に重要なものだと考えておりますし、被害者の権利、ニーズを理解して、適切な対応ができる人材を育成することが非常に重要なことだと考えております。

その目的として、被害者の二次的被害を防ぐ、それから、社会全体で理解、共感を促進する、それから、被害者が安心して支援を求められる社会を構築することが必要になってくると思いますので、教育委員会、それから、今庁内の連絡会議もございますので、そこできちっと横串を刺して、犯罪被害者への負担をかけないように、スムーズにいくように努めていきたいと考えております。以上です。

**○委員長（村上幸一君）** 永井委員。

**○委員（永井佑君）** 教育委員会との協議の日程などは決まっているんですか。

○委員長（村上幸一君）安全・安心推進課長。

○安全・安心推進課長 定期的に連絡調整会議、庁内連絡調整会議を開いておりますけれども、それにも教育委員会は参加しておりますし、また、この条例制定に当たりましては、常に情報共有を行っておるところでございます。以上でございます。

○委員長（村上幸一君）永井委員。

○委員（永井佑君）以前、例えば教職員の子供たちに対する性犯罪であったりとか、市内でもそういう小さい子供たちを狙った性犯罪というのが起きています。その問題意識の下に、今歯止め規定っていうのがありますね、妊娠の経過を取り扱わないというのが学習指導要領にあります。前の教育長ですけど、本会議で議論をさせていただいたとき、それについて言われていたのは、ちょっと考えていかないといけないと、この歯止め規定は国の要領で決まっていますからそうなのですが、ただそれは禁止しているものじゃないんですね。性教育をするということは、それについて今まで固定化されていたもので、子供たちの体だったり、心だったりを実際に守れるのかという問題意識で議論させていただいたときに、そこはちょっと考えていかないといけないという趣旨の答弁をされたことがあるんです。部長も教育委員会にいらっしゃったのでよく覚えていらっしゃると思いますが、なのでぜひ教育委員会と詰めて考えていただいて、理念条例ということでしたが、要綱も実効性のあるものを定めていただいて、加害者も被害者も生まないという視点で取り組んでいただきたいと強く要望して、私からは終わります。

○委員長（村上幸一君）ほかに質問、御意見はありませんか。村上直樹委員。

○委員（村上直樹君）第1回の検討会の意見の中に、支援が必要な犯罪が多いように感じておりという言葉が出てきているんですけども、これは具体的にどういう犯罪のことなんですかね。

○委員長（村上幸一君）安全・安心推進課長。

○安全・安心推進課長 この検討会の中ではこれがどういう内容かというのは具体的におっしゃられなかったんですけども、やはり重要犯罪と言われるものが増えてきているところは事実としてございます。それから、特に全国的な傾向ですけども、性犯罪が増えてきているところもございますので、そういうのを指していると思われまして。以上でございます。

○委員長（村上幸一君）村上直樹委員。

○委員（村上直樹君）ありがとうございます。

今後、充実すべき支援体制ということで、市政に携わる人を増やすだけではなく、携わる人たちの質の確保が必要だということが出ています。これ今北九州市の専門的な研修を行うような場所があるんですかね。大学との連携とかも書いてはいるんですけども。

○委員長（村上幸一君）安全・安心推進課長。

○安全・安心推進課長 現在そういった専門的な教育を行っている研修はありませんので、この条例を機に、先ほど言いました福岡県の犯罪被害者総合サポートセンターにかなり専門職がおりますので、そういうところを講師に招いたりして研修を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

**○委員長（村上幸一君）** 村上直樹委員。

**○委員（村上直樹君）** ありがとうございます。

北九州市の課題を挙げられているんですけども、これ今福岡県の支援が出ているんですけども、相談員とか、付添い支援を継続的に行っているものと書いているので、経済的支援や見舞金は一時的なものに限られている、県警による支援は初期的なものが中心であり、長期的支援は困難であるという、さっき永井委員も言われていましたけども、長期的にしっかり支援をやっていく必要があるだろうとは思ってはいるんですけども。

それで、さっきも出たんですけども、人材の育成とか、大学との連携であるとか、民間団体との連携支援ということも出ているんですけども、これ例えば条例を制定して、即実効性がどうか、人材育成といったらかなりまた時間がかかったりすると思うんですけども、条例を制定したから支援がちゃんと行き届くとか、そういうことはないということなんですよね。

**○委員長（村上幸一君）** 安全・安心推進課長。

**○安全・安心推進課長** まず、市役所の中、これ意見もございましたように職員の研修、基礎的な研修をまず行っていかないといけないと思っていますし、さらにそういった専門的な知識を持った職員も、今後、育成していかないといけないと思っております。すぐにはできないかもしれませんが、そこは今サポートセンターで相談を受けておまして、専門職がおりますので、そういったところとも連携して、いろいろ意見を伺いつつ、進めていきたいと思っています。以上です。

**○委員長（村上幸一君）** 村上直樹委員。

**○委員（村上直樹君）** 分かりました、ありがとうございます。

しっかりとやっていただければと思いますので、よろしく申し上げます。以上です。

**○委員長（村上幸一君）** よろしいですか。ほかに質問、御意見はありませんか。大久保委員。

**○委員（大久保無我君）** それでは、質問させていただきます。

まず、今回のこの説明、犯罪被害者等支援検討会が2回行われましたので、そのときにどんな会議の内容だったかということで、この委員会でも特に所管事務調査をしておりますので、この犯罪被害者支援について調査研究という項目を上げているのもありますので、これは本来、特に2回目の検討会が終わった段階で、やっぱり犯罪被害者支援条例をつくり、骨子を出します、パブコメを行いますというその段階に入る前に委員会に報告していただきたかったなということをおもっております。

先ほど永井委員からもありましたけども、この資料の北九州市の課題ということで、犯罪被害者等に特化した支援施策をあまり実施できていない、一般施策では被害者のニーズに合った支援が受けられない場合もあるということでした。ただ、私が本会議でこれを質問したときには、各種制度を活用して、きめ細かいサポートを行っておりますって断言されていたんですよ。

となると、この答弁と今出されている課題とではちょっと矛盾が生じているんじゃないかなというのを思いました。

犯罪被害者等支援条例をつくっていただくことは本当にいいことだと思いますし、ぜひ応援したいと思っているんですけども、こういう行き違いというか、いろんなずれがあるのかなというところはいろいろ気にはなっております。

その上で、検討会とかで様々な意見を出されておまして、骨子を見させていただいた中で、幾つか確認というか、質問したいんですけども、民間支援団体、今北九州市内ではどのくらいの支援団体が存在しているのか、また、具体的に他都市ではこうした団体に対してどんな支援が行われているのかについて、分かっている範囲でいいので教えてください。

**○委員長（村上幸一君）** 安全・安心推進課長。

**○安全・安心推進課長** 民間支援団体の市内の状況ということですがけれども、北九州市には非常に支援団体は少ないと、私どもが今把握しているのは市内に1つ程度となっております。

他都市は、こういうところに対して、例えば一緒に研修をやっていると聞いております。以上でございます。

**○委員長（村上幸一君）** 大久保委員。

**○委員（大久保無我君）** ありがとうございます。

ぜひここも、わざわざこの条例の中に、民間だったり支援ということを書かれておりますので、ほかにもあるかもしれませんし、今、活動されている団体にもしっかりと幅広い支援が行われるようにしていただければと思います。

それから、国と県と市ですよ。それぞれ法律があって、各県と市にそれぞれ条例があるわけですが、大きな役割の分担について、どういうイメージでこの条例がつけられているのか教えてください。

**○委員長（村上幸一君）** 安全・安心推進課長。

**○安全・安心推進課長** 国と県と市との役割分担ということですが、国は大きく、例えば被害者給付金を支給したりとか、大きなところ、大枠のところを行っております。

それから、県にも被害者等支援条例がございますけれども、今北九州市がつくっていますけれども、そこら辺はこれから当然県条例の内容も十分に精査して、県条例と市条例の矛盾がないように、同じ方向にベクトルを合わせて、役割分担を図りつつ、連携補完できるように調整を行って、これをつくっていくと考えております。以上でございます。

**○委員長（村上幸一君）** 大久保委員。

**○委員（大久保無我君）** ありがとうございます。

連携という意味では、警察が持っている情報、市が持っている情報、多分市の情報が少なくなるんじゃないかなと思うんですけども、そういう意味では、警察との連携についてはどのように考えられていますでしょうか。

○委員長（村上幸一君）安全・安心推進課長。

○安全・安心推進課長 令和7年4月1日から、犯罪被害者等見舞金制度を新設して、これを運用しておりますが、ここでも福岡県、それから、福岡県警、それから、総合サポートセンター、ここでの情報共有というのは非常に重要になってまいります。県から支給して、例えば市が支給しないというのはちょっとそごがありますので、そういうことがないように、今密に連絡が取れている状況ですが、今後、条例制定を機にさらに連携を図っていきたいと思っています。以上でございます。

○委員長（村上幸一君）大久保委員。

○委員（大久保無我君）ありがとうございます。ぜひよろしくをお願いします。

それと、短期、中期、長期とそれぞれの支援の在り方が違うと思うんですが、短期でこんなこと、中期でこんなこと、長期でこんなことっていうイメージがあれば、教えていただければと思います。

○委員長（村上幸一君）安全・安心推進課長。

○安全・安心推進課長 例えばですけれども、自宅が殺人現場になったという場合には、県警のほうでクリーニングしたり、転居の助成をしたりということは行われております。

それから、すぐ病院にかかったりと医療面の支援、それから、当然仕事ができなくなったりとか、何もやる気が起きなくなったりということがあると聞いておりますので、そこら辺を日常生活支援という形で、例えばホームヘルパーですとか、一時保育とか、そういうところを補完していると。ただ、例えば精神的な被害を受けた方は長期間続くケースがございますので、カウンセリングあたりをしっかりとやっていく必要があるかなと思っています。以上でございます。

○委員長（村上幸一君）大久保委員。

○委員（大久保無我君）ありがとうございます。

日常生活が壊れていったりとか、精神的なつらさであったりとかで家庭が崩壊していくとか、それもかなりの二次被害と同じような状況だと思いますので、そういったことがなるべくないように、この条例が生かされていればと思います。

最後、これ要望なんですけども、前回の委員会でもお話しさせてもらったと思うんですが、前文がないということでした。ただ、北九州市が今回この条例をつくるに当たって、やっぱり犯罪被害者の方たちに対して、どういった思いで今回こういう条例をつくったのかということ、それから、その方たちに対してどういった支援を行っていくのかということの決意とか思いをぜひこの目的のところでもいいので、込めていただければなということを要望いたしまして、私からの質問は終わります。

○委員長（村上幸一君）ほかに質問、御意見ありませんか。伊崎委員。

○委員（伊崎大義君）私からは、被害者の実際の声をどう受け止めていくかということのを伺い

たいです。

資料の(11)意見等の反映で、骨子にも被害者の意見、要望をどう反映させていくということが記載されておりまして、検討会、過去のものを見ても、第2回ときには既に犯罪被害に遭われた方の御意見も聴取されていることを確認させていただきました。

ちなみに、これ資料が非公開になっていて、プライベートな情報もたくさんあるので仕方ないと思うんですけど、議事録にもどんなお声があったか書いていなくて、ここを改めて教えていただいてもいいでしょうか。

**○委員長（村上幸一君）** 安全・安心推進課長。

**○安全・安心推進課長** 資料の11ページ、犯罪被害者等からの意見聴取結果というところに、先ほど申しました主な意見はまとめさせていただいておるところでございます。

こちらのほうで、例えば被害者に寄り添った話を聞いてもらいたいんですとか、犯罪被害者、遺族などと意見交換をできる場を設けてもらいたいとか、それから、早期の経済的支援、住居支援をしてもらいたいとか、長期的な支援をお願いしたいという意見をいただいております。以上でございます。

**○委員長（村上幸一君）** 伊崎委員。

**○委員（伊崎大義君）** 見落としておりました、失礼いたしました。

今後、パブリックコメントを出されたら、実際の被害者の方からまたより広くお声が届くこともあるんじゃないかなと思うので、ぜひそういったものを引き続きしっかり拾っていただいて、反映いただければと思います。以上です。

**○委員長（村上幸一君）** ほかに質問、御意見はありませんか。ここで副委員長と交代します。

（委員長と副委員長が交代）

**○副委員長（大久保無我君）** 村上幸一委員。

**○委員（村上幸一君）** 私から一つだけお尋ねしたいんですけども、今回条例を設置することで、政令市の中では最後に近いところですから、よりよいものができることを期待しているわけですけども、この条例は、特に経済的支援のところの遡及効はいつぐらいからあるのか、教えていただきたいと思います。

**○副委員長（大久保無我君）** 安全・安心推進課長。

**○安全・安心推進課長** 遡及という形でしょうか。

**○副委員長（大久保無我君）** 村上幸一委員。

**○委員（村上幸一君）** そうですね、だから、例えば過去の事件とかに対してもそういった支援、経済的な支援とかがあるのかどうなのか。

**○副委員長（大久保無我君）** 安全・安心推進課長。

**○安全・安心推進課長** これは条例になりますので、施行以降の事件等が対象になるということになりますので、遡っての適用は今のところ考えておりません。以上でございます。

○副委員長（大久保無我君） 村上幸一委員。

○委員（村上幸一君） 過去に遡及することはできないということですかね。

○副委員長（大久保無我君） 安全・安心推進課長。

○安全・安心推進課長 公平性の観点等いろいろございますので、どこまで遡及するかとか、そういう問題もありますので、基本的には遡及しないというところで考えております。以上でございます。

○副委員長（大久保無我君） 村上幸一委員。

○委員（村上幸一君） 分かりました。条例とか法律とかは大体遡及しないというのが一般的なんですけども、僕もすぐに自分の分野のことを言うてしまうんですけども、相続とか、ああいふのは法律が少しでも効果が生じるために遡及するように今なっているんですよ。それを含めて、今本当に厳しい方っていうのは当然いらっしゃると思うんで、やっぱりこういったことができれば遡及できるほうが、特に経済的に遡及できるほうが望ましいと思うんですけども、この辺はやっぱり難しいと僕は理解しないといけないということですかね。

○副委員長（大久保無我君） 安全・安心担当理事。

○安全・安心担当理事 遡及のお話がありましたけれども、条例をつくって、要は予算がかからないもの、経済的支援以外のものについて、例えば相談とか、こういったものについてはある程度遡及も可能かなとは考えておりますが、経済的な支援とか、生活支援ということになると、やはり条例の上で施行日以降の事件ということになるかと考えております。以上です。

○副委員長（大久保無我君） 村上幸一委員。

○委員（村上幸一君） 分かりました。もうこれ以上言いませんので、できましたらできる限り幅広く支援できるようお願いしたいなと思っております。

○副委員長（大久保無我君） ここで委員長と交代します。

（副委員長と委員長が交代）

○委員長（村上幸一君） そのほかございませんか。よろしいですかね。なければ、次に、大都市財政の実態に即応する財源の拡充についてを議題といたします。

本件については、従来より、指定都市市議会の税財政関係委員会の委員が共同し、政党ごとに、各政党、衆参両院総務委員会及び地元選出国會議員に対して要望活動を行っております。今年度については、10月8日に開催された指定都市の税財政関係特別委員長会議において、お手元配付の資料のとおり要望活動を行うことが決定しております。先日の委員会で派遣が決定している委員におかれましては、それぞれの日程で要望活動を行っていただきますようお願いいたします。

それでは、大都市税制の実態に即応する財源の拡充についての要望について、当局の説明を受けます。財政企画担当課長。

○財政企画担当課長 大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望、通称青本につ

いて説明させていただきます。タブレットの令和8年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望をお聞きください。

この要望書は、中長期的な観点から、税財政制度の改正等に関する指定都市共通の要望事項を取りまとめたものでございます。各都市の議会と執行部が共同して要望を行うものでございます。

それでは、タブレットのページに沿って御説明いたします。タブレットの6ページを御覧ください。

まず、1点目は、真の分権型社会の実現のための国、地方間の税源配分の是正でございます。

要望①は、現在、国、地方間における税の配分が6対4であるのに対し、税の実質配分では3対7と逆転しています。その実態を踏まえ、消費税、所得税、法人税など、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国、地方間の税の配分をまずは5対5とすること、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた税の配分となるよう、地方税の配分割合を高めていくことを要望するものでございます。

また、要望②は、地方自治体間の財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲など、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うことを要望するものでございます。次に、8ページを御覧ください。

2点目は、大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化でございます。

指定都市では、大都市特有の財政需要を抱えているにもかかわらず、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合が極めて低いことから、これらの都市税源の配分割合の拡充を要望するものでございます。次に、10ページを御覧ください。

3点目は、事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設でございます。

指定都市は、事務配分の特例により道府県から移譲されている事務、権限を担っているにもかかわらず、その必要な財源について税制上の措置不足が生じています。この税制上の措置不足について、税源移譲による配分の見直しを行い、大都市特例税制を創設すること。また、新たに道府県から指定都市に移譲される事務、権限に必要な財源についても、指定都市への税制上の措置を要望するものでございます。

なお、過去に道府県から指定都市に税源移譲された例として、平成29年度に移譲された県費負担教職員の給与負担事務がございます。次に、12ページを御覧ください。

4点目は、個人住民税の一層の充実でございます。

市町村の基幹税目である個人住民税について、依然として市町村の配分割合は低い状況で推移していることから、国、地方間の税源配分を是正し、より一層の充実を図ることを要望するものでございます。次に、14ページを御覧ください。

5点目は、固定資産税等の安定的確保でございます。

要望①から17ページの要望④において、個人住民税と同様、基幹税目である固定資産税につ

いて、国の経済対策等に用いず、安定的な確保を図ることなどを要望するものでございます。次に、18ページを御覧ください。

6点目は、国庫補助負担金の改革でございます。

国庫補助負担金とは、法令の規定により地方自治体を実施する事務に対して国が事業費の一部を負担、補助する制度でございます。

課題として、国と地方の役割分担が十分に明確になっておらず、地方の超過負担も生じていることなどがございます。

そこで、要望①は、国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については必要経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲することなどを要望するものでございます。次に、19ページを御覧ください。

要望②は、税源移譲されるまでの間も地方が必要とする国庫補助負担金の総額を確保するとともに、超過負担が生じている事業についてはこれを解消することなどを要望するものでございます。次に、20ページを御覧ください。

7点目は、国直轄事業負担金の廃止でございます。

国直轄事業負担金とは、道路、港湾などの国が直接施工する公共事業に要する経費の一部について地方公共団体が負担を求められる制度です。

課題として、地方の財政負担があるにもかかわらず、地方の裁量や関与がほとんどないことが挙げられます。

国庫補助負担金の改革と同様に、国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が行うこととされた国直轄事業については、地方負担を廃止すること。また、現行の国直轄事業を地方へ移譲する際には所要額を全額税源移譲することなどを要望するものでございます。次に、22ページを御覧ください。

8点目は、地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止でございます。

地方交付税とは、地方公共団体が標準的な行政サービスを提供するために必要な財源を地域間の税收格差を調整しながら、国が一定の基準によって地方公共団体に再分配されるものです。

課題として、地方交付税の算定において、大都市特有の財政事情などが的確に反映されていないことなどがあります。

そこで、要望①は、地方交付税は地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減を行わず、今後も増大する財政需要などを適切に踏まえ、必要な額を確保すること。また、地方が保有する基金の増加や現在高を理由とした削減は決して行わないことを要望するものでございます。次に、23ページを御覧ください。

臨時財政対策債とは、国において、地方交付税の財源が不足した場合、地方公共団体が発行する地方債、借入金に振り替える制度です。

課題として、国の財源不足を地方公共団体の借入金で補っていることにあります。

そこで、要望②は、地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率引上げなどによって対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止することなどを要望するものでございます。最後に、24ページを御覧ください。

9点目は、地方債制度の充実でございます。

地方債とは、地方公共団体が道路や学校などの公共施設の整備に必要な資金を調達するために発行する借入金で、償還期限が原則30年以内とされています。

要望①は、緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債及び脱炭素化推進事業債について、令和7年度までとされている事業期間を延長すること。さらには、恒久的な措置とすることなど重点的な支援を行うこと。また、公共施設等適正管理推進事業債については、公用施設も対象とするとともに、長期的な視点で計画的に対策を進められるよう、恒久的な措置とすることを要望するものでございます。

要望②は、将来の公債費負担を軽減するため、地方債のうち公的資金について、指定都市への配分を増やすとともに、地方債の償還期間について、施設の耐用年数に応じた弾力的運用を行うことを要望するものでございます。

以上で私からの説明は終わります。

**○委員長（村上幸一君）** ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。質問、意見はありますか。永井委員。

**○委員（永井佑君）** お願いします。

今、来年度の予算編成を行っている段階だと思いますが、その方針にも国の政策変更に伴う大幅な歳入減の可能性もあるとあります。例年このような形で国に要望を上げていますが、改善されているところは具体的にあるのでしょうか。

**○委員長（村上幸一君）** 財政企画担当課長。

**○財政企画担当課長** 改善点でございますけれども、国において、地方財政計画というのを例年公表されます。この中で地方全体の歳入歳出の総額が公表されるわけなんですけれども、この中で地方交付税に限って言いますと、全体で19兆円、これは対前年度0.3兆円増額しております。そういったこともございますし、令和7年度につきましては、地方債計画の中で、給与改定に備えて、一般行政経費に給与改善費を計上したりとか、物価高への対応として、自治体施設の光熱費、施設管理の委託料の増加を踏まえて増額するとか、そういった措置が行われているところでございます。以上です。

**○委員長（村上幸一君）** 永井委員。

**○委員（永井佑君）** 地方交付税0.3兆円の改善もあったということでした。引き続きこれを求めていかないといけない問題だとは思いますが。

関連して、今年度、教育委員会において大規模改修、この中にもいろいろ必要な財源があり

ましたが、予算を獲得できなくて、2校が後回しになっています。子供や現場で働く教職員の安全・安心にとって重大な問題だと私は考えています。来年度は、未来につながる次世代投資枠や市民の安全・安心を守るための公共施設の老朽化対策などを着実に推進するとありますが、確保できなかった場合の代替案についてはどう考えているのかと、このようなことがないためにも、国とは詰めた話をした上で、要望は大事なんですが、予算提出の議論が必要じゃないかと私は考えますが、見解があれば教えてください。

**○委員長（村上幸一君）** 財政企画担当課長。

**○財政企画担当課長** 財源確保は非常に大事な点だと思います。もしできなければという前提でいくとお答えしづらいんですけども、そうならないように、青本要望であったりとか、このほかにも白本要望というのも7月にやっております。これはどちらかというところ中長期的ではなくて、来年度の予算編成に向けた要望と差し上げているところなんですけども、そういった要望活動を通じて、丁寧に対応してまいりたいと思っております。以上です。

**○委員長（村上幸一君）** 永井委員。

**○委員（永井佑君）** そうならないように、それはもちろん大事なんですが、実際こういうことが起こってくる可能性は大いにありますよね。2校だったんですけど、ずっと大規模改修などに必要な財源というのを確保していかないといけないですし、そのために要望はしていると思うんですが、実際、今年起こったのは、もう間に合いませんと。夏休みの間に校舎ができませんということで見送るしかできなかったわけですね。やりくりができなくて、後回しにならざるを得なかったと。ただ、こういうのは教育委員会の中の大規模改修だけに限らず、ほかにも同様の事例が可能性としてはあり得るわけなので、こういう緊急な対応が必要な場合の財源についても、現状は確保しているのか、もし確保していなければ、私はすべきだと考えますが、見解を尋ねます。

**○委員長（村上幸一君）** 財政課長。

**○財政課長** 国は緊急対策がございます。そういったものを組み合わせて、2月補正とか、そういった前倒しでなるべく財源を確保していくような取組を進めていきたいと考えております。以上でございます。

**○委員長（村上幸一君）** 永井委員。

**○委員（永井佑君）** でも、今年ではできなかったわけですよね。今対応できるのかということですね。

**○委員長（村上幸一君）** 財政課長。

**○財政課長** 今年度は、令和7年度当初予算に計上させていただいておりますので、今は国に追加内示の要望をしているところでございます。追加内示がいただければ、予算は計上させていただいております、実施していくという形になると思います。以上でございます。

**○委員長（村上幸一君）** 永井委員。

○委員（永井佑君）私たち議会も当初、国からの予算を含めて、市もこういう形で要望をされてきて、その確保があって、市も一定費用を割いて実行していくという、この流れで予算審議をしていたと思うんですね。こういうことで前提が崩れますから、そうならない場合のプランBというものが必要じゃないかという話です。結局後回しになるわけでしょ、事業というのは、そこはそれでいいのかという問題意識です。

○委員長（村上幸一君）財政課長。

○財政課長 あくまでも予算では国の補助を予定して実行という形を取っておりますので、当然国の補助がなければ財源に穴が空くという形になります。今予算の段階では一応予算措置をさせていただいていないという形になっておりますので、当然予算措置をしていくということがあれば、補正対応というのを考えていく必要があるかと思えます。以上でございます。

○委員長（村上幸一君）永井委員。

○委員（永井佑君）今回の場合は補正でも間に合わなかったわけですね。

○委員長（村上幸一君）財政課長。

○財政課長 学校でございますので、どうしても夏休みに工事ということになり、夏休み前に工事を発注となりますので、今年度の工事については難しいという形になります。2月で内示が出て、繰越しをして、来年度の夏休みに向けて工事に入るという形になろうと思えます。以上でございます。

○委員長（村上幸一君）永井委員。

○委員（永井佑君）本来はそうならないようにしないといけないんじゃないんですかね。後から補正を出しますとか、これからいろんな方法で結局後追いになるわけですよ。そしたら、何のための予算審議だったのかという話になりますから、職員の皆さんも一生懸命やられているんだと思えますけど、そこが崩れると元も子もないので、代替案というものは私は確保すべきだと思います。最後にそこだけ教えてください。

○委員長（村上幸一君）財政課長。

○財政課長 私どもはまず2月補正で、国の経済対策が2月補正で前倒しに要求させていただきました。そこで内示が出れば、繰越しして、次年度に実施できるという形がありますので、今年度については国の補正がございましたら、なるべく前倒しで要求して、国の補助を確保してくるという形を取っていきたくて思っております。以上でございます。

○委員長（村上幸一君）永井委員。

○委員（永井佑君）工夫していただきたいと思えます。以上です。

○委員長（村上幸一君）ほかに質問、意見はありませんか。鷹木委員。

○委員（鷹木研一郎君）要望事項が全て大切であると思っておりますし、この委員会は国に対する要望ということで議論させていただきたいと思っておりますけれども、この中でも、特に私がいつも気になっております国直轄事業の負担金の廃止ということで、これ本当に一日も早

く実現していただきたいと思うんですけれども、例えば令和6年度北九州市が負担金をどれぐらい国から請求されたのかという金額が分かりましたら教えていただきたいと思います。

○委員長（村上幸一君） 財政企画担当課長。

○財政企画担当課長 令和6年度の決算ベースなんですけれども、33億円でございます。

○委員長（村上幸一君） 鷹木委員。

○委員（鷹木研一郎君） 分かりました。

政治とは全然違うんですけれども、以前、大阪の府知事とか市長とかされていた、橋下さんもこの国の直轄事業の負担金について言及されていたことがありました。その部分は僕も大変共感することでありましたし、しっかりと要望して、一日も早い実現に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○委員長（村上幸一君） ほかに質問、意見はありませんか。なければ、次に、本市の個別要望事項についてお諮りいたします。

本件については、従来から、本市の要望事項を議会で取りまとめ、各政党に対して要望活動を行うものであります。今年度は、お手元配付の資料のとおり、米国の関税措置への対策と支援強化や物価高対策に要する財政措置などの全13項目としたいと思います。これについて御意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

なければ、これらの要望事項を本市の個別要望事項とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で所管事務の調査を終わります。

ここで、本日の報告に係る職員を除き、退室を願います。

（執行部入退室）

次に、政策局から、北九州市立大学新学部開設事業の公共事業評価の結果について報告を受けます。大学整備担当課長。

○大学整備担当課長 北九州市立大学新学部開設事業に関する公共事業評価の結果について報告いたします。お手元の資料、北九州市立大学新学部開設事業に関する公共事業評価の結果についてを御覧ください。

まず、1、事業概要でございます。

北九州市立大学では、市内企業のニーズなどを踏まえ、高度なデジタル人材の育成などを目的として、新学部を設置することとしております。

施設の概要は、地上5階建て、鉄骨造、延べ床面積3,944平米となっております。

新学部の概要については、（仮称）情報イノベーション学部を新設することとしており、入学定員は118名の収容定員4学年の472名でございます。

次に、2、公共事業評価に関する検討会議の結果でございます。

検討会議は令和7年8月12日に開催され、その結果、本計画どおり進めていくことについて異論はありませんでした。

また、事業実施に当たり留意すべき点について御意見がありました。2ページの資料1で御説明いたします。資料の2ページを御覧ください。

検討会議において出された留意すべき点は5点あり、1点目に、且過市場の雰囲気への配慮に関するもの。2点目に、大学の自主財源の確保に関するもの。3点目に、事業費の増額への対応に関するもの。4点目に、建物完成後の維持管理に対する工夫に関するもの。5点目に、学生の駐輪場の確保に関する御意見がございました。この御意見について、おのおのの留意点を踏まえ、適切に対応していくように努めてまいりたいと考えております。

次に、3、市民意見の聴取結果について、資料2で御説明いたします。資料の3ページを御覧ください。

市民意見の募集は、本年8月28日から9月25日まで実施をいたしました。電子メール、郵送、ファクス及び持参の方法で意見を募集した結果、電子メールにて2名、持参にて1名の合計3名の方から6件の御意見が寄せられました。

意見の内容としては、新学部のカリキュラムの内容や取得できる資格などについて情報公開してほしいといった新学部の教育内容などに関するものが2件ありました。続きまして、資料の4ページを御覧ください。学習しやすい環境への配慮やセキュリティー対策などの建物の整備内容に関するものが4件ございました。それぞれの御意見に対する考え方を示しておりますが、事業の計画の修正が必要な御意見というのは特にございませんでした。

次に、4、市の対応方針について、資料3で御説明いたします。資料の5ページをお願いいたします。

新学部の開設により高度なデジタル人材の育成や市内へ輩出、供給が可能となることで、市内企業の成長と地域貢献につながることを期待できます。

さらに、新学部開設は、理工系の先端的な教育が受けられる環境づくりを推進するなど、北九州市新ビジョンで掲げる彩りある町の実現に寄与すると考えております。

新学部の建物がモノレール且過駅に隣接する非常に利便性の高い場所に整備されることにより、都心部に500名の学生などが通う場所が誕生すること、それに伴い、若者の都心回帰や回遊性の向上、町のにぎわいづくりにつながることを期待できます。

また、大学のさらなる魅力向上や市のIT力の底上げなどによる産業力の強化、市内への新たなIT企業などの進出が期待されることなどから、本事業は市にとっても次世代に向けた重要な投資と考えてございます。

以上のことから、公共事業評価に関する検討会議及び市民意見の聴取の結果を踏まえ、市の対応方針として、計画どおり事業を実施することとしたいと考えてございます。

資料1ページにお戻りください。

次に、5、市民意見の聴取結果及び市の対応方針の公表についてでございます。

市民意見の聴取結果と市の対応方針の公表については、閲覧、配布を明日の10月16日から令和8年1月15日まで行います。また、市のホームページへの掲載を明日、10月16日から令和9年3月31日まで行うこととしております。

最後に、今後の予定でございます。令和7年度は、大学等において実施設計を行っております。令和8年度は、建築工事に着手したいと考えておまして、令和9年度は、4月に新学部を開設する予定としております。

参考として、資料の6ページ、平面図とイメージパースを添付してございます。

以上で北九州市立大学新学部開設事業の公共事業評価の結果について報告を終わります。よろしく願いいたします。

**○委員長（村上幸一君）** ただいまの報告に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。質問、意見はありませんか。吉村委員。

**○委員（吉村太志君）** ありがとうございます。私は北九大にこうやって学部が新しくできること、そしてまた、この旦過市場にできることを賛成して、非常に楽しみに、この北九州市の未来のためにすばらしい事業だと思っております。その立場から考えても、これからこの北九州市は稼ぐ町となってきたときに、企業誘致も力を入れている、でも、今実際に企業誘致をしても人材が集まらないということもこれからは出てくると思います。そういった中で、この北九州市でしっかりとした人材を育成していく、本当にこれはすばらしいことですので、まず、ここで成功事例をしっかりとつくっていただき、それをまた、この北九州市内でも広げていく。大学もたくさんあります、いろんなところとも連携をしながら、また、民間の投資も入れながら、いろんな人材育成が今後できるのではないかなと思っております。これは意見としてメールを送っていききたいなと思っておりますので、ぜひ頑張って行ってください。以上です。

**○委員長（村上幸一君）** 意見ということでよろしいですかね。ほかにありませんか。伊崎委員。

**○委員（伊崎大義君）** 市民意見の中で、イノベーション学部の授業の内容だったりとか、学部長の情報がないという意見が1個ありまして、この辺に関しては今後検討されるということではあるんですが、ここは学生にとっても非常に重要な情報だと考えています。検討される上でも、どれぐらいのタイミングでこういった講師の情報だったりとか、取得できる資格の情報が出るかという予定とかは見えているのでしょうか。

**○委員長（村上幸一君）** 大学整備担当課長。

**○大学整備担当課長** 今いろんな情報の公表の時期についてお尋ねがございました。

文部科学省の認可の関係で、今から大学のほうで様々な協議を行っていくところで、実はこの秋からスタートしたいと大学からは聞いてございます。その中で、ある程度認可が取れると

いうところを視野に入れながら、公表できる形になったらすぐに対応していきたいと、順序としては少しずつ可能性はありますけれども、できる限り委員がおっしゃったように学生としてもかなり重要な情報になろうかと思しますので、我々としてもできる限り大学に働きかけながら、適宜適切に情報公開をしていきたいと考えてございます。以上でございます。

**○委員長（村上幸一君）** 大学担当課長。

**○大学担当課長** 補足をさせていただきますが、今北九大のホームページで新学部特設サイトを作っております、そこである程度公表できる内容は掲載しております。

資格の部分につきましては、目指せる資格ということで、北九大のホームページに、国家試験になりますが、基本情報技術者試験だとか、応用情報技術者試験、あるいは画像処理エンジニア検定だとか、データサイエンティスト検定、G検定、統計検定、ITパスポート、それから、学校の先生も高等学校の教諭の一種免許の情報、こういった資格を目指せますという情報を掲載しております。以上でございます。

**○委員長（村上幸一君）** 伊崎委員。

**○委員（伊崎大義君）** ありがとうございます。私も市のホームページを確認させていただいて、それらの情報は入っていて、今回、市民からの声にあった情報処理推進機構の認定の資格というのも、これどこかに含まれているのでしょうか。

**○委員長（村上幸一君）** 大学担当課長。

**○大学担当課長** 情報処理推進機構、IPAの資格が、先ほど申しあげました基本情報技術者試験、それから、応用情報技術者試験といったものが今掲載されておまして、そのほかにもIPAはたくさんの資格、試験を設けているんですが、かなり高度なレベルの内容については、恐らく大学院だとか、あるいは社会人になってから受けるという分野だと思いますので、その基本的なところを学べると理解していただければと思います。以上でございます。

**○委員長（村上幸一君）** 伊崎委員。

**○委員（伊崎大義君）** ありがとうございます。もう既にそうやって見えているものがあるということであれば、回答にそこも付記していただいてもいいんじゃないかなと思っています。

あとは講師の部分で、今いろんな地域で情報系の学部が新しく新設されていて、先生の取り合いみたいな状況になっていると、ほかの地域の大学関係の方からも伺ったことがあります。この点に関しては、今後、例えば建設コストがまだ見えていない中で、増大することで有力な先生の確保が難しくなるみたいな、その辺の懸念もあるんじゃないかなと思うんですけど、そのあたり何か見通しなどがあれば、今の時点で教えてください。

**○委員長（村上幸一君）** 大学整備担当課長。

**○大学整備担当課長** まず、建設コストの回答をさせていただきます。

今、まさに大学と市場で実施設計に取り組んでいるところでございます。その中で、当然委員御心配のように、昨今のいろんな資材高、労務費が上がっていくということも加味しながら

ら、できる限りその中で抑えていきたいと検討を今鋭意しているところでございますので、当然金額が出てくればまたきちっと予算議会等でお諮りをしながら、報告をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

**○委員長（村上幸一君）** 大学担当課長。

**○大学担当課長** 教員の関係でございますが、北九大の新学部の場合は、母体となる学科が今、ひびきのにある国際環境工学部の中に情報システム工学科、こちらが既にご覧でございますので、その教員がそのままスライドするのが大部分になってまいります。

プラスで、今回の新学部は、文理融合教育だとか、あるいはアントレプレナーシップ教育の充実ということで、経営系の学問も教えるんですけど、北方にこういった経営系の先生がおりますので、教員の採用については特段問題ないと聞いております。以上でございます。

**○委員長（村上幸一君）** 伊崎委員。

**○委員（伊崎大義君）** ありがとうございます。そちらを聞いて安心いたしました。

最後、もう一個だけ確認なんですけども、先ほど文部科学省と認可の関係でやり取りをされて、協議が秋から始まるので、情報公開自体はさらにその先のいつか分からないと、そういうことの認識でいいでしょうか。

**○委員長（村上幸一君）** 大学整備担当課長。

**○大学整備担当課長** おっしゃるとおり、今年度末までを目指して、認可を取れるような形を目指したいと大学から聞いておりますので、その中で、認可が取れば、情報公開をしていく考えでございます。以上でございます。

**○委員長（村上幸一君）** いいですか。ほかに質問、御意見ありませんか。宇都宮委員。

**○委員（宇都宮亮君）** よろしくお願ひします。

資料4ページにありますセキュリティーについてなんですけれども、新学部の建物には、学生や大学関係者しか入場できないようなセキュリティー対策を講じることとしているとあるんですけれども、どれぐらいのセキュリティー対策の規模感なのか、今考えているところの見解をお伺いできればと思います。

**○委員長（村上幸一君）** 大学整備担当課長。

**○大学整備担当課長** 委員がおっしゃったとおり、どこでどのセキュリティーにするかをまず実施設計の中で今鋭意検討しているような状況でございます。

まず一つは、1階から当然入りますけれども、大学の入り口を3か所考えております。その3か所については、大学の学生であつたり教職員しか入れない、もしくは来客として許可をいただいた方しか入れないような形で、正式にまだ決まてはいないんですけど、内容で検討しているのは、例えばカードキーで入り口のゲートが開くとか、エレベーターを作動させるとか、そういったところを検討していると。

大学の中については、実際に学校の先生とかとも意見交換をしております、例えば教授も

カードで全部するのか、もしくは鍵であるのか、そういったところも学内で意見をいろいろと取りまとめている状況ですので、最終的なところは今からでございます。以上でございます。

**○委員長（村上幸一君）** 宇都宮委員。

**○委員（宇都宮亮君）** ありがとうございます。

1点だけ追加で、警備員の常設とかは考えられていますか。

**○委員長（村上幸一君）** 大学整備担当課長。

**○大学整備担当課長** 現時点での予定ではございますけれども、大学としては、警備員を設置して、1階中央にエレベーターホールがあるんですけども、その横の管理室で常駐をさせようと検討しております。以上でございます。

**○委員長（村上幸一君）** 宇都宮委員。

**○委員（宇都宮亮君）** ありがとうございます。

警備員の常設はマストだと思うので、ただ、大学の特性上、ある程度自由が利く、誰でも入れるスペースと入れないスペースとをしっかりと分けしておいたほうが、これから大学に行きたいという人に対して、ふだんのオープンキャンパスみたいなところの姿勢というのも大事かなと思うので、セキュリティ対策をしっかりと講じてもらえたらと思います。以上です。

**○委員長（村上幸一君）** ほかにありませんか。永井委員。

**○委員（永井佑君）** 今日の市の対応方針、資料3にもありますが、新学部の開設により高度なデジタル人材の育成や市内へ輩出、供給が可能となると。それから、市内企業の成長と地域貢献につながるということが期待できるという文章があります。

この関連で、私は先日の決算特別委員会でも議論しましたが、北九大の学部ごとの過去10年間の市内就職率、文系は辛うじて20%台ですが、理系に至っては10%台の年もあると、それはひびきのキャンパスもそうだと思います。以前示していただいた資料に、新学部の就職率の目標は令和12年で25%だったと思いますが、これ以上に学生が地元に残る取組が必要です。今市内企業とのマッチングも大学と連携して進められていますが、これからどのように市内企業への就職につなげていく計画を立てるか、それも一つ大事だと思いますが、開設、入学は、令和9年度で数年先、卒業生も令和12年度なので数年先ということなのですが、私は計画を立てるべきだと思います。25%でずっと推移するわけではないので、やっぱりそれを30%、35%、40%と上げていかないといけないですから、計画を立てる必要があると思いますが、見解を伺います。

**○委員長（村上幸一君）** 大学整備担当課長。

**○大学整備担当課長** 8月6日に常任委員会で報告をさせていただいたときに、今からパブリックコメントをさせていただきますということで、市内の就職率、令和12年度に25%という目標、これは、当初、そのときにも説明を差し上げたかもしれないんですけども、学部としてまだできておりませんので、最初の卒業生がちょうど令和12年度に出てくるというところで、

先ほど委員がおっしゃったように、市内の大学、やはり20%前後で推移をしていますので、大学としてもかなり検討していただいて、都心部に出て、今回の学部はIT企業とのやり取りを学生時代からやりながら、きちっと意思疎通をして、就職はしたけど、やっぱりイメージと違ったとか、そういったことがない形で、できるだけ就職して定着をしてもらうことを念頭に置きながらいろんな教育をしていきたいということで、少し高い目標を掲げております。

今後についても、当然最初の25%の状況を見ながら、これがゴールではなくて、その後を見ながら、実績が当然出てくると、委員がおっしゃるように、やはり数字は、上方修正ということも当然念頭に入れていかないと思っはございますけれども、まずはやはり、今我々としても高い目標を大学は掲げていると思いますので、25%でまずは走らせていただきたいと考えてございます。以上でございます。

**○委員長（村上幸一君）** 永井委員。

**○委員（永井佑君）** 当面はそういうことだろうと思います。

ただ、それがどうだったのかという検証をするタイミングも必要だと思います。新学部をつくって、それから、先ほどの議論にもありましたけど、ここにも書いていますね、本事業は市にとっても将来に向けて重要な投資と考えていると、そうであるならば、ここで学んだ学生が市内で活躍していただく、市外で活躍されるというのもそれはそれでいいと思います、その学生が選んだことですから、ただ、マッチングをしていくと言われている状況ですから、それは計画を立てていただいて、修正しながらやっていただきたいというのは要望しておきます。以上です。

**○委員長（村上幸一君）** ほかにありませんか。鷹木委員。

**○委員（鷹木研一郎君）** 検討会議もパブリックコメントの意見もおおむね前向きな応援のメッセージであったと私は受け止めております。私自身も以前から話をさせていただいておりますけれども、必ず成功させなければいけない事業、これは北九州市立大学の話ですけれども、北九州市の経済界、そして、北九州市のみならず、たくさんのIT業界から注目をされている北九州市立大学の新学部の開設であると思っております。

パブリックコメントも前向きなメッセージが多かったと思うんですけども、とにかく北九州市がこの新学部開設にどれだけ未来への投資として考えていくことができるかということも鍵であると思っております。そういったことで、もちろん大学にも、寄附金集めも頑張ってもらわなきゃいけないんですけども、これは未来への投資という本当に大切なキャッチフレーズがあると思っておりますので、しっかりとそこを鑑みて、取り組んでいただきたいと思っております。

今から予算がいろいろ出てくると思いますが、審議をする過程の中で、私はそういった思いで審議をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。意見で結構です。

**○委員長（村上幸一君）** じゃあ、意見ということで。ほかにございせんか。よろしいですか。

大久保委員。

**○委員（大久保無我君）** 大学の設置に対してどうこう言うあれはないんですけど、大学の本来の姿っていうのは、学術的なものであったり、探求であったり、研究といったものを行っていくということがやっぱり重要なんだろうと思います。どうしても就職であったりとか、まちづくりに資するとかという話になってくると、これは副次的なものなのかなという、もちろん大事な要素ではありますが、副次的な要素になってしまうんじゃないかなと思います。就職を目指すだけだったら専門学校でもいいわけですし、学校がそういう方面だけに一方的に偏って行ってほしくないなという思いがあります。学校としては、学生たちの探究心であったり、学術的な研究であったりということをしつかりと重視して、それが結果として就職であったり、まちづくりに資するような学部であってほしいということを、これは意見として申し上げまして、終わります。

**○委員長（村上幸一君）** よろしいですか。ここで副委員長と交代します。

（委員長と副委員長が交代）

**○副委員長（大久保無我君）** 村上幸一委員。

**○委員（村上幸一君）** 私からもちょっとお尋ねなんですけど、最大500人近くの学生さんがここに集まることに、ここで学ぶことになるんですけど、1つ気になるのが昼食のことなんです。北九大は、北方でいけば学食があるわけですから、単価が分かれば、学生さん1人当たり幾らぐらいの単価で食事しているのかなと思うんですが、この小倉の且過で昼食をとったら、学食の倍ぐらいのお金を払わないといけないのかなという気がするんですけど、学生の食事に関しては、学生を支援する意味でも何か考えていらっしゃいますか。

**○副委員長（大久保無我君）** 大学整備担当課長。

**○大学整備担当課長** 直接的なお答えになるかどうかは分かりませんが、今施設的には、実は食堂とかはキャンパスの中には整備する予定はないところでございます。それは、やはり市場にあるっていうところと、市場に、町に出て行っていただきたいという仕掛け、ただ、委員がおっしゃるように単価的な問題とか、金額的な問題があろうかと思えます。ただ且過市場は我々もかなり歩かせていただきますけれども、周りの飲食店に比べると、例えば安いお弁当であったりとか、時間によっては少しタイムセール品であったりとかっていうこともありますので、学生のタイミングとか数というところはあるかと思えますけれども、今回、且過市場の再整備を進めていく中で、恐らく今までにはない要素、大学がもともとない状態で今市場も営業されていますので、大学生が来たことによって、新たな学生向けのお店であったりとか、少し安価な定食とかというところが出てくると非常にいいのかなと思っはいるんですけども、すみません、直接的なお答えにもしかしたらなっていないかもしれませんが、そのように考えてございます。以上でございます。

**○副委員長（大久保無我君）** 村上幸一委員。

**○委員（村上幸一君）** それはもう大学整備担当課長の希望であって、それができるわけじゃないから、実は正直気にしているんですよね。毎日のことですから、学生さんはやっぱり安くないと困ると思うんですよ。例えばコムシティの話があるんです。区役所が入ったんで、コムシティの中にもいろんなレストランができました。区の職員の方がみんな食べに来てくれるかなといったら食べに来ないんですよね。毎日のことですから、やっぱり安い食事、そうしないと、もともと市役所の地下の食堂だって、最上階のレストランだってうまくいってはいはずなんですよ。現実には毎日食べるからやっぱり安いものに行くと思うんですよね。だから、僕はその辺の手当てが重要じゃないかなと正直思っています。

一つの方法として、且過のA地区の今後公募しているところ、あそこに安価な食事を出すことをここを基準の中に1つ入れてもらうこともこちらの政策局から要望をしていってもいいんじゃないかなと思うんですけど、そこはどうでしょうかね。

**○副委員長（大久保無我君）** 大学整備担当課長。

**○大学整備担当課長** まさに委員がおっしゃるとおり、A棟の公募が11月から開始されるというところで我々も伺っております。その要件についても、いろいろと産業経済局が中心となって今検討しているというところがございますので、こういった御意見があったというところは我々からも申し伝えさせていただきたいなと思っております。以上でございます。

**○副委員長（大久保無我君）** 村上幸一委員。

**○委員（村上幸一君）** 大学生はお金を持っていないと思うんですよね。魚町、且過の食堂では毎日食べられないと思うんで、何とかそういった学生の経済支援もできるような形でお願いしたいと思います。以上です。

**○副委員長（大久保無我君）** ここで委員長と交代します。

（副委員長と委員長が交代）

**○委員長（村上幸一君）** ほかにございませんか。廣田委員。

**○委員（廣田信也君）** よろしくお願ひします。

今の村上幸一委員の発言を踏まえて、少し補足で僕も言ってみようかなというのが、学生さんの食事の件なんですけど、且過の市場の方も学生さんに来てもらえばやっぱりうれしいので、学割とか御検討くださいというのを意見としてお伝えさせていただけたらと思います。

あともう一個が、図書館とか体育館の設備については、北方キャンパスの施設を検討していますと書いてはいるんですが、今回の且過の位置だったら、北九州市の中央図書館のほうからもすごい近いと思うので、そういった誘導も一つ考えていただけたらと思います。

以上、意見とさせていただきます。終わります。

**○委員長（村上幸一君）** 意見ということで。ほかに質問、御意見はありませんか。村上直樹委員。

**○委員（村上直樹君）** 整備されて、多分箱がちゃんとできたと、部屋ができましたって

う形になるんですけれども、多分それだけじゃ駄目だと思うんですね、机とか。ITとかAIとか最先端の多分研究開発を行うかと思うんですけれども、結構もしかしたら高価な機材とかが必要になってくるかと思うんですけれども、この辺は全て大学でそろえたりするんですかね。それとも、何か国の制度を使えば、そういったものが整備できるとか、ありますか。

**○委員長（村上幸一君）** 大学整備担当課長。

**○大学整備担当課長** 一応大学に必要な机であったりとか、黒板、その他、研究に必要な機材とかですけれども、今聞いているのは、基本的には建物に固定をされるものというのは文部科学省の補助の対象になり得るということで聞いております。動かせる机とか、椅子は備品という扱いになりますので、それは恐らく大学で準備をすることになるかと思えます。そういったところも準備を大学でさせていただいていますので、それも含めて予算を計上していく形になるかと思えます。以上でございます。

**○委員長（村上幸一君）** 村上直樹委員。

**○委員（村上直樹君）** ひびきのキャンパスは、市が整備しているいろんな施設であるとか、機材であるとか、物すごい高価なものがあったり、あとソフトなんかも市が購入して、学生がいつでも使えるというような状態になっていたりしているものも結構あったりするんですよ。そういったことも考えていく必要がもしかしたら出てくるかなと感じておりますので、その辺も検討してみただければと思います。以上です。

**○委員長（村上幸一君）** 意見ということでよろしいですかね。ほかにございませんか。なければ、以上で報告を終わります。

以上で本日は閉会といたします。

---

総務財政委員会 委員長 村上幸一 印  
副委員長 大久保無我 印